

第6回熊本市歴史まちづくり協議会

日時：令和3年7月8日（木）午前10時～

場所：熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

次第

1. 開会

2. 議事（報告事項）

（1）第5回協議会（書面開催）の意見と対応について・・・資料1-1

（2）令和3年度の主な取組みについて・・・資料1-2

（3）歴史まちづくり協議会委員の改選について・・・資料2

町屋利活用モデル事業選考委員会の設置について・・・資料3

3. 閉会

第6回 熊本市歴史まちづくり協議会

令和3年（2021年）7月8日



本日の説明事項

1 第5回協議会（書面開催）の意見と対応について P 3

2 令和3年度の主な取組みについて

2 - 1 : 歴史的建造物の保存・活用関連 P 7

2 - 2 : 歴史的建造物の周辺環境の保全関連 P 12

2 - 3 : 伝統文化を反映した活動の継承関連 P 14

2 - 4 : 歴史的風致を活かした観光振興関連 P 15

2 - 5 : 歴史的風致の情報発信と認識向上関連 P 17

1. 第5回協議会（書面開催）の意見と対応について

1. 第5回協議会（書面開催）の意見と対応について

【主な意見①】：歴史的建造物の指定及び改修等の考え方

- 歴史的風致形成建造物の指定の際、どの程度の建築物調査（図面作成、価値付け、様式の特徴等）を行っているのか。
- 歴史的建造物の改修工事等の際は、個々の建物の価値を見極め、保存すべき部分はどこにあるのかを熟慮した上で、その価値の保存を前提に、修理・修景を進めるべきではないか。

参考：歴史的風致形成建造物の指定等の概要

【指定対象】

- 文化財保護法、県・市条例に基づく**登録有形文化財、指定文化財**
- 景観法、市条例に基づく**景観重要・形成建造物**
- その他、**本市の歴史的風致の維持・向上に寄与する建造物**で、市長が特に必要と認めたもの。

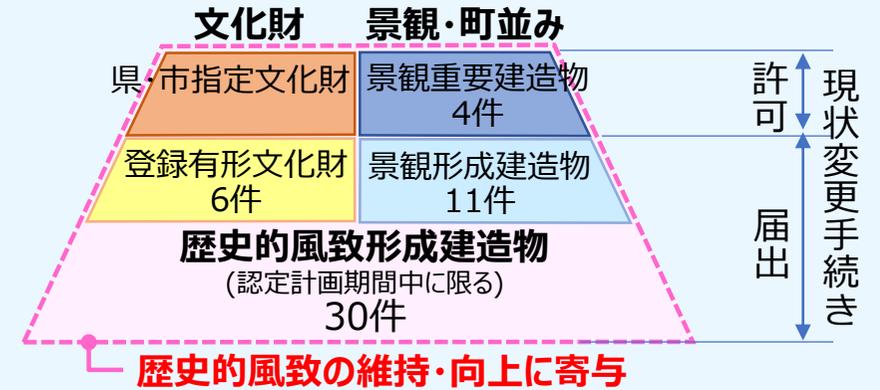
【指定基準】

(1)重点区域内（新町・古町、川尻地区）にあり、以下に該当するもの

建造物特性	歴史的価値・背景	歴史的景観
① 建造物の形態、意匠 又は技術上の工夫が 優れている建造物	② 地域の歴史を把握する うえで重要な建造物	③ 歴史的なまちなみの 構成要素として重要な 建造物

- (2) 概ね**築50年程度経過**しているもの
- (3) 所有者又は管理者等による**適切な維持管理**が見込まれるもの
- (4) **建造物の所有者全員の同意**が得られているもの

【重点区域における建造物の位置付け】



指定候補選定の際の調査手法

- 建造物の**外観特性等**の調査、**聞き取り調査**、**写真撮影**等
- 建造物の**歴史的背景**に関する調査

改修等を行う場合の考え方

- 建物外観等は、**往時の姿の維持・保全(復元)**を目指す
- 往時の姿が不明な場合、**町並みづくりガイドライン**等に基づく**修景基準**等を遵守の上、個別に協議

意見に対する事務局の回答

- 歴風建造物は、重点区域における歴史的風致の構成要素として、その**外観や人々の活動との関係性を特に重視**。指定の際は、**外観特性や歴史的背景の調査が主**であり、現状、実測調査等は求めていないが、維持管理上の今後の改修工事や、登録有形文化財等を目指す上で、引き続き、所有者の理解・協力のもと、**図面等の整備**を行っていく。
- 改修等の際は、**歴史的価値を保持するため、往時の姿の維持・保全を目指す**こととしているが、町屋そのものを後世に継承していくためには、**所有者の過度な負担とならないよう**、所有者意向を尊重しつつ、柔軟に対応していく。

1. 第5回協議会（書面開催）の意見と対応について

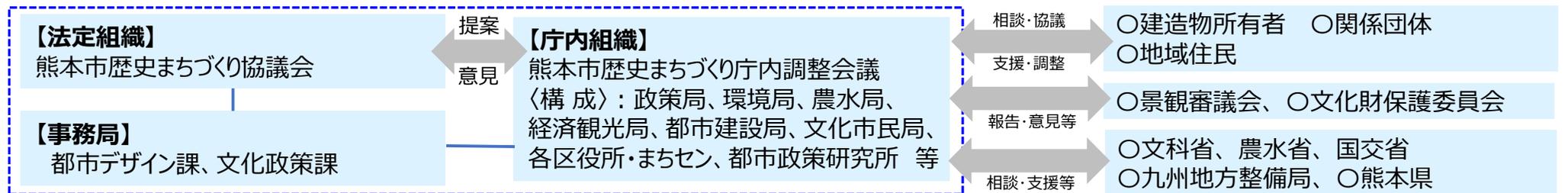
【主な意見②】：歴史まちづくり協議会の在り方

- 歴史まちづくり計画に掲げる各事業の進捗については、協議会に対して定期的な情報共有と各段階での中間報告が必要ではないか。また、今後の協議会の在り方等について、議論が必要ではないか。

参考：歴史まちづくり協議会の概要

【推進体制・位置付け】

歴史的風致の維持・向上に取り組む**様々な立場の関係者が、共通の場**を設け、協議・調整を図りながら計画の策定・推進を図る



【協議会における協議・報告事項】

内容		協議会開催の有無
協議事項 (法第11条第1項)	計画の作成及び変更に関する事項（軽微な変更の場合は報告事項扱い）	協議会開催（適宜）
	認定計画の実施（推進）に関し、会長等が必要と認める事項※1	
報告事項 (任意)	認定計画に掲げる各事業の進捗・評価	協議会開催（年度末等）
	進捗・評価を踏まえた、各事業の今後の取組み方針等	
	各事業の実施にあたり、各段階での必要な情報	適時、各委員に対する情報共有※2を行う ※協議会開催の有無は、会長等と個別協議

※1：必要に応じて、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることが可（法第11条第3項）

※2：プレスリリースや事業公告等を行う前に、情報共有を行う。

意見に対する事務局の回答

- 今後も計画に掲げる各事業の推進にあたり、**本協議会への情報共有等を適切に行い、地域（自治協議会や地域のまちづくり団体等）とも密に連携**を図りながら取り組む。
- 各事業の今後の取組方針等（予算要求状況等を含む）については、**予め協議会の場で報告するとともに、事業実施の際には、適宜、協議会委員に対して報告**（必要に応じて協議会開催）する。

2. 令和3年度の主な取組みについて

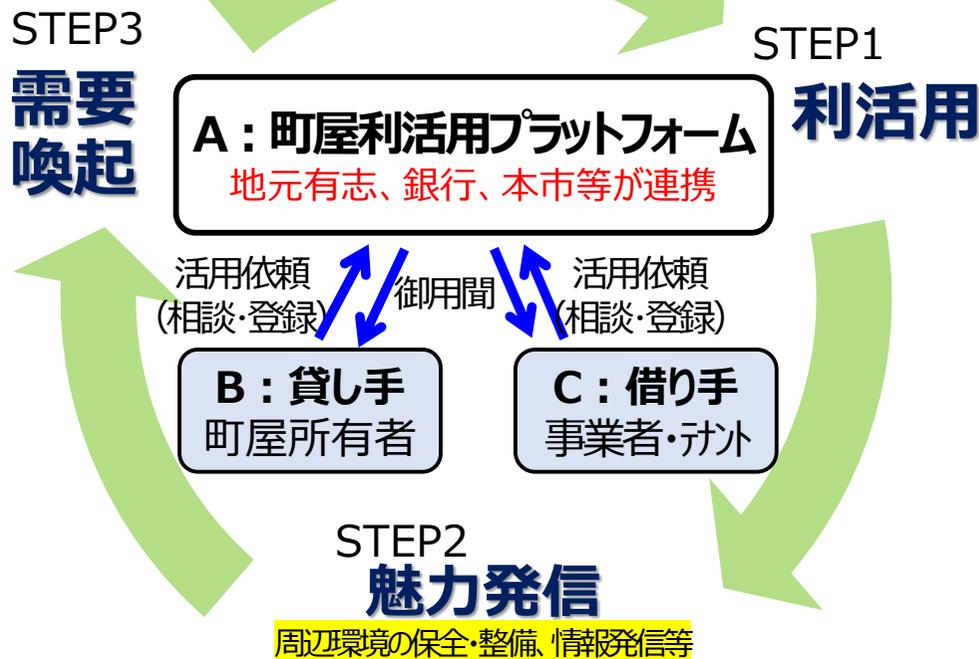
2-1 令和3年度の主な取組について（重点区域における方針）

歴まち計画重点区域（城下町地区・川尻地区）の持続可能な地域活性化に向け、歴史的建造物の保存・活用を推進

重点区域における今後の方針

- 「保存」だけでなく、「活用」にも軸においた、**新旧融合型**のまちづくり
- 指定建造物だけでなく、**指定建造物以外の町屋等にも着目した取組**を推進
- 町屋等の所有者だけでなく、**活用しようとする事業者や仕掛人に対する支援**も拡充

重点区域における推進体制のイメージ



【A : 町屋利活用プラットフォームの役割】

- ・御用聞き(利活用相談)、情報発信
- ・所有者、事業者情報の蓄積、管理、運用
- ・双方のマッチング、フォローアップ

【B : 貸し手（町屋所有者）の役割】

- ・町屋等の適切な維持管理
- ・次世代への継承
(利活用への理解と関心)

支援

建築物保存・修景に関する支援

- ・指定歴史的建造物助成金
- ・町並みづくり助成金
- ・一元的な相談支援体制の構築

【C : 借り手（事業者等）の役割】

- ・町屋等の保存・活用の推進
- ・地域資源を活かしたまちづくりの推進

支援

利活用の際の初期投資に係る支援

- ・まちづくりファンド出資金（検討中）
- ・保存活用計画策定費用支援
- ・利活用整備に係る助成制度※

※制度検討に向け、R3年度にまずは「町屋利活用モデル事業」を実施

歴史的建造物の保存・活用を推進するための今後の取組み

- 貸し手（町屋所有者）の意向や町屋情報等の把握による、**地域資源のストックの蓄積**。
- 借り手（事業者等）と事業の仕掛人（プレイヤー）の情報収集による、**地域資源の活用策の蓄積**。
- **貸し手と借り手のマッチング**を行い、経済環境の変化に柔軟に対応する仕組みづくり。
- **周辺環境の保全・整備**による、歴史的建造物と一体となった公共空間等の創出。
- 地域資源等の**継続的な情報発信**による、認知度向上

2-1 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の保存・活用関連）

【取組①】：歴史的建造物等の利活用実証実験（五感散歩）

○ **歴史的建造物等の利活用を実験的に提案・実践**するため、地域、行政、民間企業の協働体制により、実証実験を実施（令和3年3月21日～4月11日）。結果、多くのメディア等にも取り上げてもらい、町屋利活用の事業化等につながっている。

<p>① 町屋の店先を活用した“無人店舗”の実験 「マドカイ」</p>  <p>R3.3.21~4.11 約900回閲覧 (店先QRコード)</p>	<p>② テナント誘致の実験 「ハイカラ百貨店」</p>  <p>R3.3.27~4.4 約210組来店</p>	<p>③ 夜間景観の実験 「明八橋と桜のライトアップ」</p>  <p>R3.3.21~4.11 約12,000回閲覧 約70,000回再生</p>	<p>④ 駐車場の社会実験 「町屋蚤の市」</p>  <p>R3.4.11 約170組来場</p>
---	---	--	---

その他に、まち歩き、町屋家主相談会、既存店の夜間照明協力、プロモーション(HP、CM15本、FB、インスタ、市LINE) 等を実施

効果① 本事業に対する認知度が向上

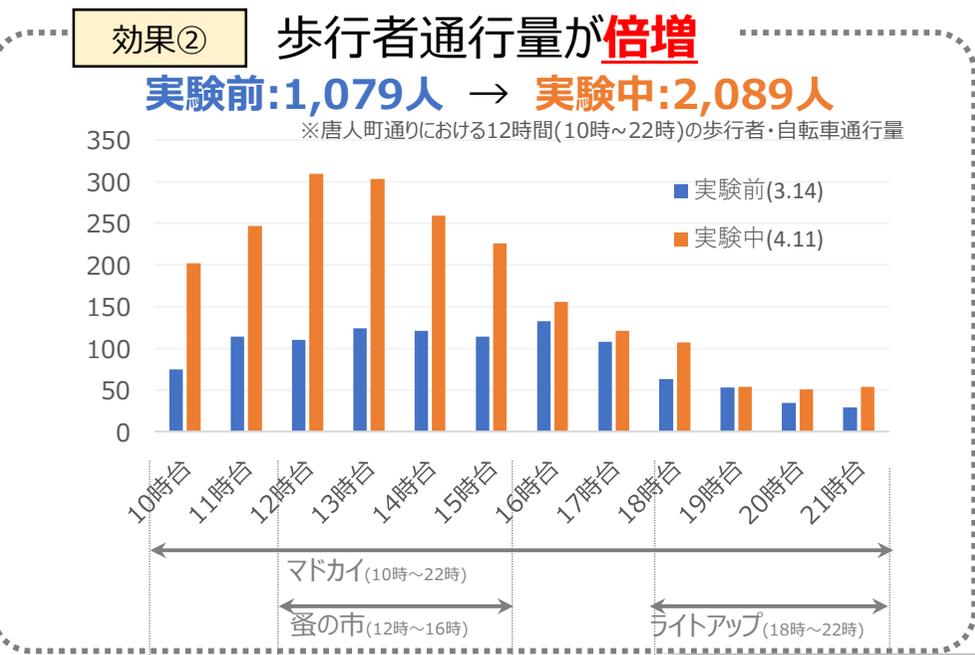
PR活動を通じて『約30メディア』に掲載 ※R3.5.11時点
【内訳】 TV(7件) 新聞(3件) ラジオ(2件) 雑誌等(2件) Web(14件)

効果③ 周辺への集客効果あり

唐人町通り沿線店舗の客数が…

実験前(R3.3.20)	→	実験中(R3.3.27)	→	実験中(R3.4.11)
基準値:1		約1.3倍		約1.6倍

※珈琲回廊より提供
※各日同時時間帯のレジ通過客数で比較



効果④ マドカイの事業化決定

実証実験を通じて…

- ① 家主と信頼関係を構築
- ② テナントとのネットワークおよびマッチングのノウハウを蓄積 したことで、地域のまちづくり団体の運営の下、事業継続につながった。

```

    graph LR
      A[町屋所有者] -- 賃貸 --> B[KIMORIDON (一社)]
      B -- 賃料 --> A
      B -- テナント誘致 転賃 --> C[テナント]
      C -- 賃料 --> B
  
```

実験を行った2軒の町屋は、いずれも次なるテナントが決定し、継続的に活用される予定。

その他の町屋家主からも相談の連絡があり接触中

引き続き、歴史的建造物の保存・活用に焦点を置き、新旧融合型のまちづくりを進める

2-1 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の保存・活用関連）

【取組②】：地域資源等の調査・活用支援事業

- 持続可能な歴史まちづくりのためには、町屋等の歴史的建造物をはじめとする、**地域資源の有効活用**により、**地域全体の価値や魅力を高め、後世に継承していくことが必要。**
- R3年度は、利活用が見込まれる**地域資源のストックの蓄積**や、**利活用に向けた地域主体の相談・運営体制の構築を目指すため**、地域資源の調査及び活用支援事業を実施する（R3年度予算3,300千円）。

事業内容

事業①：利活用可能な地域資源の蓄積

①地域資源調査

- 町屋等の歴史的建造物をはじめとする、**地域資源の調査**
【調査対象】：城下町地区、川尻地区の町家（約300件）

②利活用候補の抽出

- 利活用に向けた、**所有者等への接触及び意向調査**による、**利活用候補の抽出**

③利活用に向けた収集情報の整理、運用

- 抽出された候補につき、**実際のマッチングに必要な図書（間取りや形状等）**や、**収集情報の整理**

〈地域資源の例〉

顕在的な地域資源



町屋等の歴史的建造物・文化財



潜在的な地域資源



町屋内の未利用空間



町屋等と一体的な活用が見込まれる空地等



町屋等と一体的な活用が見込まれる一般建造物等

etc...

事業②：所有者等への継続的な情報発信

- 地域資源の所有者等に対して、**保存・活用についての理解を深め、意識啓発につながるための各種媒体を活用した広報や情報提供を行う機会（シンポジウム等）の創出**



事業③：相談・運用体制の構築

- ①で抽出した利活用が見込まれる候補の物件を数件程度選定し、**具体的な利活用方針の検討**や、**相談・運営体制のスキーム構築**を行い、**実際のマッチングを通じた検証（ケーススタディ）**を行う。

スケジュール（案）

地域資源調査、活用支援

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月
調査準備			公告・事業者選定		事業実施					

2-1 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の保存・活用関連）

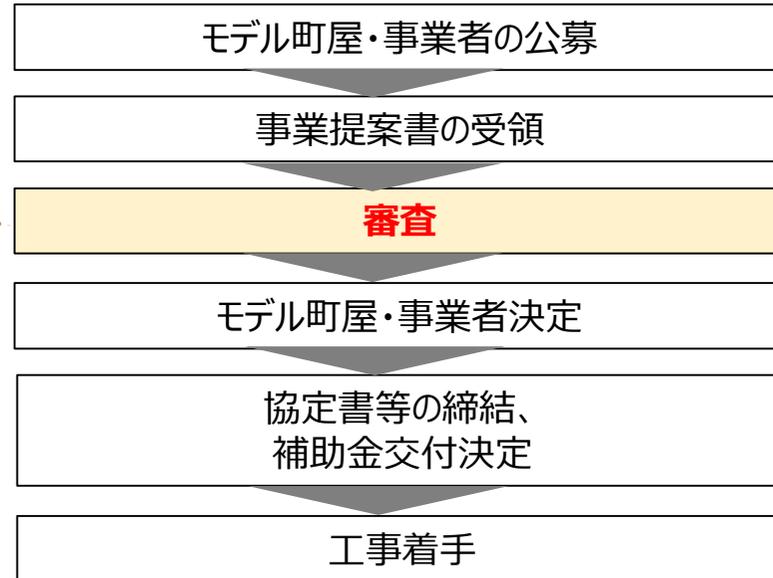
【取組③】：町屋利活用モデル事業

- 町屋等利活用の**成功事例の蓄積のため**、新たに「町屋利活用モデル事業」を開始する（R3年度予算3,000千円/件、1～2件程度）
- 利活用可能な町屋を、地域の賑わい創出に資する用途（店舗、交流施設等）に活用する「モデル町屋」を公募の上、選定し、利活用の実現に必要な初期費用の一部を補助するもの。
- 選定する上での事業審査にあたっては、後述する選考委員会にて協議を行う。

補助対象等（案）

補助対象	利活用にあたっての初期投資に係る設計費、工事費（外観修復、耐震補強、内部改修費(設備等含む)等)
補助額	補助率：1/2 かつ 上限額：300万円
募集期間	令和3年（2021年）8月頃～
応募条件	①改修後の用途が 地域の賑わい創出に資する用途 であること。 ②改修後の一定期間、 広く市民に公開 すること。
募集件数	1～2件程度（予算上限に達し次第終了）

実施フロー（案）



モデル事業の評価の視点（案）

- 地域に対する**貢献度の観点**、**周囲への波及性の観点**
- **事業の持続性の観点**
- **魅力発信の観点**（PRとしての先駆性、発信性）
- 歴史的資源としての**歴史的価値、景観の観点**
- **実施工程、予算の適正度の観点** 等



外観イメージ



内観イメージ

スケジュール（案）

町屋利活用モデル事業

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月
周知活動			公募		審査会	交付手続き	工事着手			

2-1 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の保存・活用関連）

【取組④】：歴史的風致維持向上支援法人の指定

- 計画に掲げる各事業の推進にあたり、**歴史的風致における持続的な官民連携型の体制構築**のため、歴まち法に基づく「**歴史的風致維持向上支援法人**」を指定するもの。
- 指定は公募制とし、**専門的知識や実績等を有する公益法人やNPO法人**等のうち、条件に合致する団体を指定予定。

歴史的風致維持向上支援法人について

支援法人の概要（歴まち法第34条）

地域一体となった歴史的風致の維持向上に向けた取組み推進のため、専門的知識や実績等を有する「**一社**」、「**一財**」又は「**NPO法人**」を市長が指定。

支援法人の業務（歴まち法第35条）

■ 歴史的風致維持向上施設※1に係る業務

- ※1 道路、公園、河川等の公共施設のほか、看板等の案内施設、交流施設等の公用施設、歴史的な建造物を復元した公的施設や活動が行われる場など。
- 当該施設の整備に関する相談、その他の援助
 - 当該施設の整備に関する事業実施、関連する土地の取得、管理

■ 歴史的風致形成建造物に係る業務

- 当該建造物の指定提案、管理に関する助言その他援助
- 上記建造物の管理

■ その他、歴史的風致の維持・向上に係る業務

- 調査研究業務、その他必要な業務 等

上記業務の実行性について、組織、資金等の面から判断する

他都市の事例

- ・河川等の清掃・美化活動
- ・ワークショップ・研修会等の実施、祭り等のイベント開催及び継承活動
- ・歴史的建造物等の調査・研究、修理・修景や保全に関する助言
- ・NPOが核となった関係団体等とのネットワーク体制の構築 等

指定のメリット

■ 団体の信用度・認知度の向上

- 歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として公的な位置付け

■ 官民連携型の体制強化

- 市と役割分担しながら、左記業務を実施し、官民連携した歴史的建造物や施設等の保全に資する

■ 特例措置等の活用

- 認定計画に記載された公共施設等の整備に関連する土地を支援法人に譲渡する場合、譲渡に係る課税が1,500万円控除



支援法人による調査・研究
(他都市事例)



支援法人による情報発信・イベント
(他都市事例)

スケジュール（案）

R3.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月
			調査準備				公募		指定手続き		

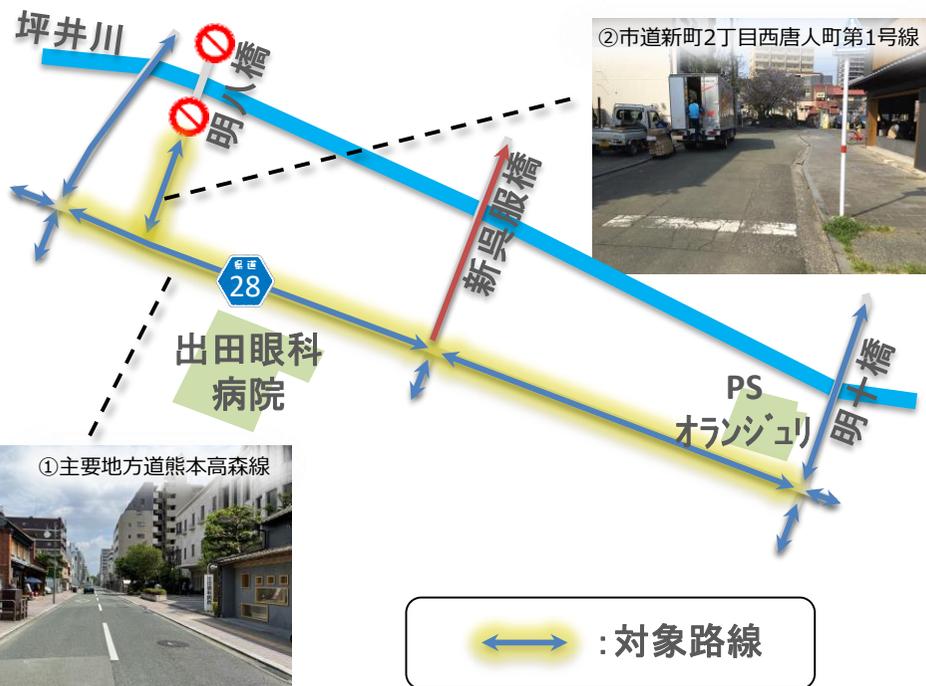
2-2 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の周辺環境の保全）

【取組①】：明八橋～唐人町通り美装化検討

- 地域住民や観光客が歩いて楽しめる**良好な町並みの形成には、歴史的建造物と一体となった公共空間の創出が必要。**
- そこで、城下町地区の中心にあり、かつ、地域主体による歴史的建造物の活用が進められている「唐人町通り」において、地域住民や観光客が**安心して歩きたくなる居心地の良い道路(道路空間再配分の可能性を含む)に向けた検討を行う。**

■ 対象路線

- ①主要地方道熊本高森線(唐人町通りの一部)：約250m
- ②市道新町2丁目西唐人町第1号線(明八橋付近)：約30m



■ 検討事項（案）

安心して歩きたくなる居心地の良い空間づくりに向けて、多角的視点から検討を行う。

① 道路デザイン検討

- 1 車線構成(道路空間再配分)の検討
- 2 舗装デザイン、植栽、サインの検討
- 3 道路照明灯の検討
- 4 道路活用の検討

④ 測量
⑤ 道路設計・交差点設計

結果を図化

案の提示
意見聴取

意見反映

② ワークショップ開催

③ 関係機関協議

スケジュール（案）

・地域住民や事業者とのワークショップ等を踏まえながら道路デザインを検討し、R3年度中に道路の設計を行う予定。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月
契約手続き		公告・事業者選定									
各種検討				道路デザインの検討、住民WS、関係機関協議、測量・設計							

2-2 令和3年度の主な取組について（歴史的建造物の周辺環境の保全）

【取組②・③】：ほこみち制度活用、ライトスケープ・キャラバン

【ほこみち制度活用に向けた動き】

- 歩行者利便増進制度(以下、「ほこみち制度」とは、一定ルールの下、路上でのテラス営業等に必要な施設の設置が可。)
- 本制度を新町・古町でも導入すべく、本年度は実験的に路上活用を図ることを目指す。

【ライトスケープ・キャラバン】

- R2年度に夜間景観の理念や方針を示す「熊本市光のマスタープラン」を策定。
- 本マスタープランの推進に向けて、行政が各地に照明機材を持ち込み、地域とともに魅力ある照明演出の実験（＝ライトスケープ・キャラバン）を行い、地域主体のまちづくり活動の支援を実施していく。
- くまもと歴史まちづくり計画の重点区域においても、実施エリアを検討し、予算の範囲内で実行することを目指す。

■ ほこみち制度の概要

ほこみち制度の活用により、路上にイス、テーブル、ベンチ等を設置することが可能に

これまで認められなかった路上での継続的な営業ができ、民間によるオープンカフェやテラス営業等を促進



“昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な空間の創出”



■ ライトスケープ・キャラバンの概要

光のマスタープランに即した照明演出に向けて、

- ・実験実施に向けた住民とのワークショップ
- ・専門家による演出方法の助言
- ・照明機材の貸出・設置 等を市が支援

・新たな地域スポット創出

・既存イベント等の更なる価値向上



⇒地域主体による持続的な取組を目指す

スケジュール（案）

ほこみち制度

ライトスケープ・キャラバン

5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 R3.1月 2月 3月

実施に向けた検討（実証実験の実施等を行いながら検討）

実施に向けた検討

事業実施

2-3 令和3年度の主な取組について（伝統文化を反映した活動の継承）

【取組】：郷土文化財制度

- 郷土の文化資源や地域活動を後世へ継承し、まちづくりへ活用するため、**R2年度に「郷土文化財制度」を施行し、R3年1月に運用開始**したところ。
- 今年度に第1回認定を行う予定であり、今後も歴史的風致のうち、該当するものがあれば、郷土文化財の認定につなげる。

制度概要

地域に慣れ親しまれ継承されてきた貴重な有形・無形の文化資源を認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用していくことを目的とする

郷土文化財認定の条件



※文化資源

- ▶ 成立後おおむね50年経過
- ▶ 地域の歴史や文化を象徴する
- ▶ 法や条例による指定等を受けていない
- ▶ 文化財の各類型に該当する、もしくは地域に根差す生活文化等

※活動

保存・継承・啓発等の活動が、団体によって20年以上継続して行われている

認定のメリット

- ・ 認定されたものを市HPで紹介するとともに、パンフレットや案内板を製作し、市内外へ広く情報発信を行い活動を支援する
- ・ 要望に応じて、民間助成の紹介や文化資源の管理・保護への助言を行う



2-4 令和3年度の主な取組について（歴史的風致を活かした観光振興関連）

【取組①】：史跡熊本藩川尻米蔵跡利活用

- 川尻米蔵跡については、**R5年度中の運営開始**を目指し、利活用方針等の検討を進めているところ。
- 今年度は、R2年度に作成した外城東蔵の展示設計、展示ストーリーを基に、地元協議や民間事業者等の意見を踏まえながら、修正設計等を実施する。

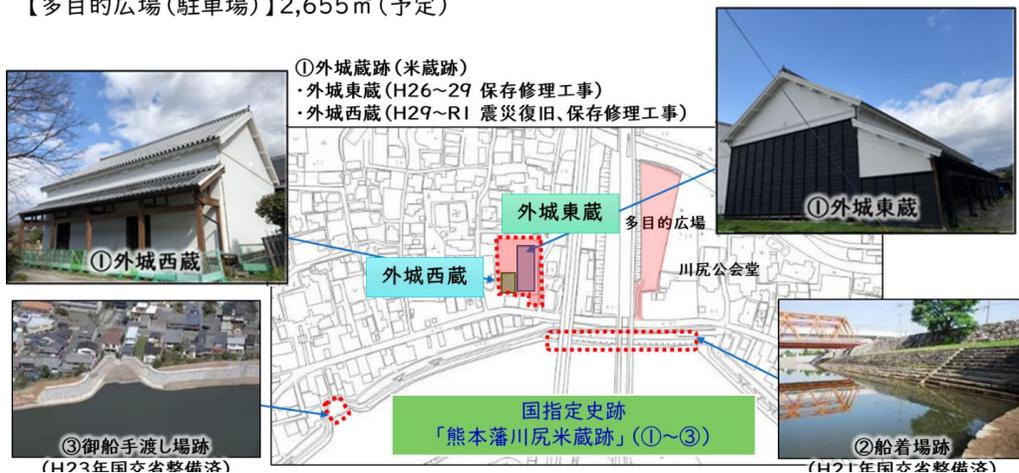
1. 施設概要（案）

《熊本藩川尻米蔵跡》

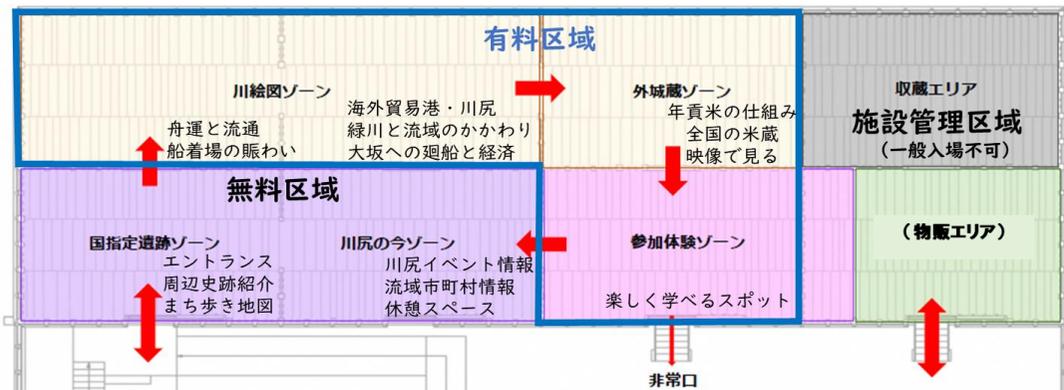
【所在地】熊本市熊本市南区川尻3丁目1134番地2、1129番地8、1129番地9

【外城蔵跡敷地面積】2,156㎡ 【延床面積】外城東蔵 617㎡、外城西蔵204㎡

【多目的広場（駐車場）】2,655㎡（予定）



3. 外城東蔵の活用イメージ（展示のゾーニング）（案）

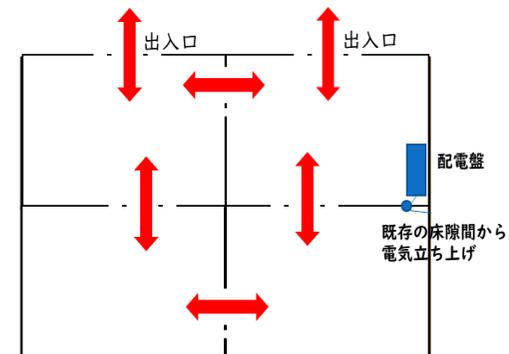


4. 外城西蔵の活用（案）

地域要望を受けた『蔵』としての活用

〈想定活用例〉

- ◆展示物等を設置せず、建物内部（蔵の造り）を見せる
- ◆地域の祭りに使用する道具の保管を兼ねた公開
- ◆酒・菓子・刃物などの川尻工芸の道具保管を兼ねた展示
- ◆民俗資料、地元の古写真、文書等の集積
- ◆地域の文化活動の発表の場
 →音楽会・演奏会・詩吟発表会
 →書道・手作り工芸品・絵画の発表の場
- ◆地元商店の出店による物販
 （火器及び給排水伴わない）



外城西蔵平面図

2. 全体活用案（案）

芝生スペース

- ・地域の夏祭りや川尻の祭りに際しに開放し、移動販売車による出店など
- ・外城西蔵の北壁をスクリーンとして利用した映画会

石畳・東蔵下屋

- ・団体客訪問時の説明スペース
- ・地元ボランティアガイドと訪問客の集合場所

トイレ

- ・外城東蔵に配置する予定の人員の使用を主に想定した最小限度の整備
- ・トイレ設置予定の多目的広場まではやや距離があり、歩道のない市道を移動することから身障者及び緊急時の移動負担軽減
- ・維持管理、清掃用の屋外水道の設置

遺構展示

- ・かつて存在した外城東蔵北側（桁行5間、梁行6間）分の地下遺構を平面表示する



5. スケジュール（案）

【R3～R4年度】

- ・外城東蔵の展示設置
- ・外城蔵跡敷地内の外構整備
- ・多目的広場の整備 等

【R5年度】

- ・供用開始

2-4 令和3年度の主な取組について（歴史的風致を活かした観光振興関連）

【取組②】：観光周遊促進事業

- 観光客の利便性・回遊性を向上させるため、R2年度末に多言語観光案内サインの一体的整備（中心市街地、水前寺周辺、川尻周辺ほか）を行ったところであるが、今年度も引き続き、**歴史的風致地区を含む、市内の公共サインの整備**を行うもの。
- また、エリア間を周遊させるため、まちあるき散策マップや多言語エリアガイドの配布や、観光WEBサイト等の充実を図っていく。

観光案内サイン

【主な変更点】

- ① 盤面の色彩を、地域特性を表現したテーマカラー、色彩に統一
- ② 盤面の表記変更（フォント・文字サイズ、多言語表記（日本語・英語））の統一、矢印、対象施設までの距離表示、JIS等のピクトグラム、地図の色彩、目的地の統一 等）

■ 熊本駅



■ 新町・古町（明八橋）



■ 川尻



■ 熊本城



■ 水前寺江津湖公園

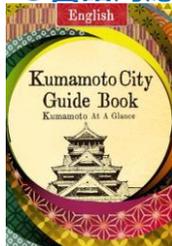


まちあるき散策マップ



多言語エリアガイド

■ 8言語対応



※観光案内所にて配布予定

観光WEBサイト

■ 言語・機能拡充



連携

引き続き、歴史的風致エリアの回遊性を高め、周遊を促す取組みにより、市民や観光客の認知度向上に努める

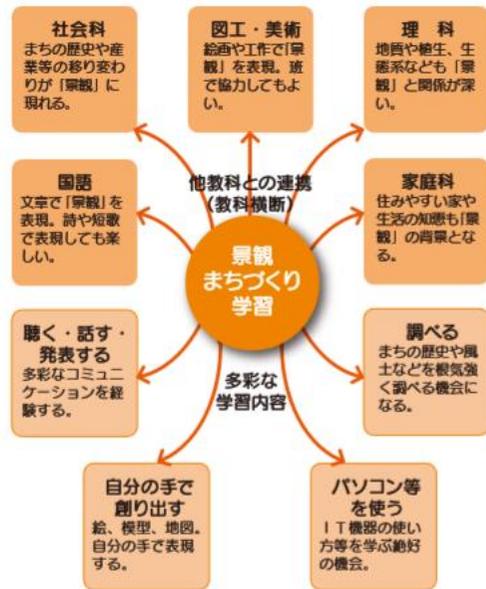
2-5 令和3年度の主な取組について（歴史的風致の情報発信と認識向上関連）

【取組①】：景観教育（歴史まちづくり教育事業等）

- 市民一人一人が誇りと愛着を持つことのできる美しいまちをつくり、次の世代へと伝えていくため、子どもの頃から身近なまちや良好な「景観」に対する関心を持ち、**景観や歴史まちづくりに対する意識を高めることが必要**。
- 今年度は、景観まちづくりに触れる機会創出のため、授業・総合学習で利用できる動画等を作成し、子どもたちの豊かな感受性と多彩なコミュニケーションの力を育み、**良好な景観を守り育てるために行動するような人づくりに取り組む**。

学習の意義

- ・子供たちの好奇心と、感動する心を育む**体験的な学習**
- ・多くの人とのコミュニケーションを通じて**まちや暮らしに愛着を持てる地域を舞台とした学習**
- ・「総合的な学習の時間（以下、総合学習）」で取り組む題材として合致する**広がりや深みのある学習**



具体的な学習の流れ

- 教育プロセス ↓
- 知る**
 - ・景観を構成する要素や、景観の様々な捉え方を解説。
 - ・熊本市や各校区付近の特徴的な景観・取組を紹介。
 - 学ぶ**
 - ・熊本市の景観をどうしていきたいか等の問題提起。
 - ・景観の視点を取り入れた総合学習としての取り組み。
 - ・フォローアップにより、景観に対する考え方を育む。
 - 発信**
 - ・児童はタブレットを活用し、意見や考えを発信。

“景観”って？

※一部抜粋



◀ まちなみ・やまなみなど見える風景のみならず、歴史などの要素も景観と関係することを解説。



◀ (例) 景観教育を実施する校区付近に関わりのある景観施策を紹介。

学習の概要・目的

- ・令和3年度はICT教育先進校をモデル校とし、職員による「**景観**」に関する**授業を実施**。
- ・その後、授業で学んだ“**景観**”という**新たな視点を踏まえ**、総合学習等に取り組んでもらい、**様々な小学校で景観教育を行うことが出来るように動画教材を作成**し、教材活用方法等の周知を図る。

スケジュール (案)



2-5 令和3年度の主な取組について（歴史的風致の情報発信と認識向上関連）

【取組②】：城下町地区プロモーション動画制作事業

- 城下町地区における、市民や来訪者が誇りや愛着の持てる地域ブランドの構築に向け、多様な地域資源の特徴を捉えたプロモーション動画等を作成し、その価値や魅力を効果的に発信することにより、地域の活性化や観光振興につなげるもの。

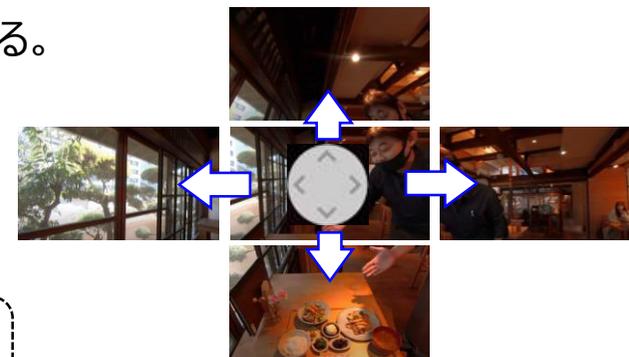
実施内容

(1) プロモーション動画の制作

- ・当該地区の地域資源である「歴史的建造物」にスポットを当てたプロモーション動画を制作。
- ・360°VR動画という新たな撮影手法を取り入れ、スマホを利用して、建造物の外観・内観等を視聴者が自由に視点を変えながら閲覧が出来、幅広い世代に興味を持ってもらえる動画となっている。
- ・同建造物の2D動画も撮影し、建造物に対する所有者の想いや歴史的背景を伝えている。



□長崎次郎書店動画



スマホの向きに応じた視点の変化

掲載動画一覧（R3.6.30時点）

- ①熊本城天守閣、②熊本城特別見学通路、③長崎次郎書店、④新町会館、⑤富重写真所、⑥船場橋周辺、⑦吉田松花堂、⑧明八橋～珈琲回廊、⑨西村邸、⑩PSオランジュリ、⑪Root'Purely、⑫塩胡椒、⑬上村元三商店、⑭早川倉庫、⑮白梅天満宮

(2) 2つのWEBサイトの作成

- ・（1）の各プロモーション動画に一連性を持たせたサイト、「くまもと歴まち360°」を作成。
- ・あわせて、市内8つの歴史的風致に関連する情報を発信するポータルサイト「くまもと歴まち.com」を作成し、関連する取組みや地域の情報等を継続的に発信。



サイトURL : <https://rekimachi360.com/>



サイトURL : <https://rekimachi.com/>

2-5 令和3年度の主な取組について（歴史的風致の情報発信と認識向上関連）

【取組③】：くまもと地域文化創生事業

- 文化財や地域資源の魅力発信や新たな魅力向上を図るため、指定文化財、郷土文化財や歴史的風致など、**地域の文化資源を組み合わせたストーリーを作成・活用する「くまもと地域文化創生事業」**を実施する。

くまもと地域文化創生事業

歴史的なストーリーの**作成**

地域の文化資源
(指定文化財×郷土文化財×
歴史的風致)

歴史的なストーリーの**活用**

「くまもと歴史写真部」
での情報発信

ウォーキングイベント
開催

文化政策課×熊本大学×写真家

◆郷土文化財への認定

歴史的風致のうち、該当するものがあれば「郷土文化財」への認定につなげる

◆「くまもと歴史写真部」での情報発信

【目的】：Instagramを活用した若年層への文化資源の魅力発信

【発信内容】：作成したストーリーの範囲内にある文化資源

- ・文化政策課と熊本大学文学部コミュニケーション情報学科が協働で投稿し、文化資源の魅力を発信
- ・「#くま歴写真部」でInstagramユーザーにも写真を投稿してもらう
- ・投稿された写真を使用してマップ（パンフレット）を製作

◆ウォーキングイベント開催

【目的】：地域の文化資源に触れる機会の創出

【ウォーキング範囲】：作成したストーリーの範囲内

【参加条件】：Instagramのアカウントを持っている人

- ・熊本大学文学部コミュニケーション情報学科と協働でイベントを企画
- ・写真家を講師として呼び、魅力的な撮影方法を学びながらのウォーキング
- ・イベント参加者にInstagram上で写真を投稿してもらう

効果

Instagramでの情報発信等で文化資源に触れる機会が増加することで、若年層にも文化資源に興味を持ってもらえるようになる。

市民の故郷への誇り、愛着が醸成される。文化活動を守り伝える“担い手”の増加。

文化に親しんでいる市民の割合が増加。

歴史まちづくり協議会委員の改選について

資料 2

- 本市歴史まちづくり協議会委員は、R3.8.20 で任期満了に伴う改選となる。
- 特に計画の策定に向けて、これまでご尽力頂いた現職の委員方には、引き続きご就任頂きたい。
- また、計画に掲げる各事業の更なる推進のため、新たに経済・観光分野で、東海大学経営学部観光ビジネス学科 小林寛子教授を選任したい。
(経歴等は、別紙参照)

■熊本市歴史まちづくり協議会 (R3.8.21～ (事務局案))

	氏名	区分	所属等	R3.8 改選
1	いかい たかあき 猪飼 隆明	学識経験者	大阪大学名誉教授 (文学研究科)	再任
2	いとう りゅういち 伊東 龍一	学識経験者	熊本大学大学院教授 (大学院先端科学研究部)	再任
3	おおもり ようこ 大森 洋子	学識経験者	久留米工業大学教授 (工学部建築・設備工学科)	再任
4	たなか なおと 田中 尚人	学識経験者	熊本大学准教授(熊本創生 推進機構地域連携部門・く まもと水循環・減災研究教 育センター (併任) 工学部土木建築学科 (併 任))	再任
5	ちよん いるじ 鄭 一止	学識経験者	熊本県立大学准教授 (環境共生学部環境共生学 科)	再任
6	こばやし ひろこ 小林 寛子	学識経験者	東海大学教授 (観光ビジネス学科)	新任
7	みやざき こういち 宮崎 公一	関係行政機関 の職員	熊本県教育庁教育総務局文 化課課長	再任
8	うえむら げんぞう 上村 元三	その他(地域 代表)	五福校区代表	再任
9	みやもと しげひと 宮本 茂史	その他(地域 代表)	一新校区代表	再任
10	よしむら けいしろう 吉村 圭四郎	その他(地域 代表)	川尻校区代表	再任

小林寛子教授（東海大学経営学部観光ビジネス学科）

●専門・研究テーマ等について

(1) エコツーリズム論・国際ツーリズム論（訪日観光）

⇒自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

(2) 着地型観光論

⇒来訪者を受け入れる観光地自らが主体となって、集客を図る観光のあり方

●経歴等について

- 熊本県観光審議会委員、熊本復旧・復興4か年戦略委員会委員、熊本市インバウンドマーケティングアドバイザー等、役職多数。
- オーストラリアと日本でのエコツーリズムコンサルタントとしての、商品開発、マーケティング、人材教育等の実務経験。
- ゼミ学生との実践的なフィールドワークを通じて、地域の課題解決のために、地域の宝を保全しながら地域振興につなげるイベント企画・運営、訪日観光の新商品開発、人材養成、日豪環境ボランティアプログラムの開発等。

町屋利活用モデル事業選考委員会の設置について

- R3 年度事業「町屋利活用モデル事業」の対象物件の選定を行うために、
歴史まちづくり協議会の運営要綱を改正し、専門部会を新たに設けるもの。
- 専門部会は、個別の事案に応じた機動性や、審査の際の点数の平準化のため、
各専門分野の委員を会長が指名するもの。
- 本部会での協議内容や結果については、適宜、会長及び協議会に報告する。

■熊本市歴史まちづくり協議会専門部会（事務局案）

	氏名	区分	専門分野
1	いとう りゅういち 伊東 龍一	学識経験者	建築史、意匠
2	ちよん いるじ 鄭 一止	学識経験者	都市計画、まちづくり
3	こばやし ひろこ 小林 寛子	学識経験者	経済、観光
4	対象校区等の 地域代表	その他（地域代表）	地域との関連性